

「後世に残したい店支援キャンペーン」企画/制作業務委託契約 仕様書（案）

佐賀県

1 事業名

「後世に残したい店支援キャンペーン」企画/制作業務委託契約

2 目的

近年、各地で少子高齢化、労働力人口の減少が進んでおり、地域に愛される店であっても、後継者不在により廃業せざるを得ない状況が出てきている。

近年は、小規模な事業者であっても第三者へ事業承継することで存続した事例もあるものの、「自分の代で廃業しても構わない」と考える経営者も依然多く、さらには、新型コロナウイルスの感染拡大により多くの事業者が大きな影響を受けている中、飲食店は特に大きなダメージを受けており、このまま放っておくと、「地域に愛される飲食店が気付いたときにはなくなっていた」、「地域で愛されてきたあの味がもう味わえない」、という事態を招き、ひいては、貴重な地域資源が失われ、地域の活力も失われていく恐れがある。

本事業は、地域住民等が「後世に残したい」と思う飲食店を県内外に情報発信することで、その価値を可視化し、多くの人で共有することにより、経営者の事業承継意欲喚起と後継者探しを後押しし、事業承継の促進を図ることを目的とする。

3 委託業務内容

（1）委託事業の概要

後継者不在だが「後世に残したい飲食店」を公募（自薦・他薦）して選定。（50 店以上）

選定した飲食店やその店の常連客等を取材し、地域住民のお店に対する想いをウェブやパンフレット等を通じて魅力的に情報発信し、その店の価値を地域の多くの人で共有し、経営者の事業承継意欲の喚起及び後継者探しを後押しする。

<委託内容>

- ア 「後世に残したい飲食店」の公募及び選定
- イ 選定された「後世に残したい飲食店」等の取材及び情報発信
- ウ 情報発信を行った「後世に残したい飲食店」に関する問い合わせ対応

（2）業務内容の詳細

ア 企画実施に係る進行管理及び調整等

イ 「後世に残したい飲食店」の公募

（ア）「後世に残したい飲食店」の公募

- ・「後世に残したい飲食店」の要件に合致する飲食店について、公募（自薦・他薦）を行い、その中から情報発信を行う飲食店を 50 者選定する。
- ・公募にあたっては、ウェブやテレビ CM、ポスターによる周知等、50 者を選定するのに必要な広報を行うこと。
- ・公募に係る広報にあたっては、県内全体で「後世に残したい飲食店」について考えるきっかけとなるムーブメントを起こすような内容にすること。
- ・公募の方法は、ウェブサイト上の投票や郵送による投票等、応募しやすい方法で行うこと。

(イ) 「後世に残したい飲食店」の要件

- a 後継者問題を抱えている
- b 地元住民に愛されている
- c この店ならではの魅力がある（この店でしか味わえない料理がある）
- d 家族又は少人数で営業している個人経営である（非チェーン店）

(ウ) 公募の時期

- ・令和 2 年（2020 年）12 月 31 日まで

ウ 「後世に残したい飲食店」の選定

(ア) 「後世に残したい飲食店」の選定

- ・選定は、県内の飲食業界に詳しい方や報道関係者、商工団体の方等からなる選定委員会を設ける等の方法により実施すること。なお、選定した飲食店が県内の特定の市町に偏りすぎることのないようにすること。
- ・飲食店に対し事業の目的や内容を説明し、事業に参画することについて了解を得ること。

(イ) 選定の時期

- ・令和 3 年（2021 年）1 月 15 日まで

エ 選定された「後世に残したい飲食店」等の取材

(ア) 選定された「後世に残したい飲食店」等の取材

- ・ウェブサイト、ポスター、パンフレットを制作するために、飲食店に対してはお店やメニューの概要、歴史、店主の想い、今後の展望及び後継者に求めること等について、常連客や周辺住民に対してはお店への思い等について取材や撮影を行う。
- ・選定された飲食店に対しては事業引継ぎ支援センターを紹介し、登録を促す。

オ ウェブサイト、ポスター、パンフレット制作及び編集並びに情報発信

(ア) ウェブサイト、ポスター、パンフレット制作及び編集

- ・情報の特徴を総合的かつ的確に伝えることができ、検索できる魅力的なウェブサイト（デジタルコンテンツ）を制作する。
- ・情報の特徴を総合的かつ的確に伝えることができ、かつ魅力的なポスター等を制作する。
- ・話題性とインパクトを兼ね備えたプロモーションにより情報発信を行い、飲食店の情報発信及び後継者募集の周知を行う。

(イ) 選定された「後世に残したい飲食店」の情報発信

- ・取材で得た「後世に残したい飲食店」に関する情報をウェブサイトやポスター等に魅力的にまとめ、それらを情報発信する。

(ウ) 情報発信の方法

- ・情報発信を行うにあたっては、予算内で最大限の効果が得られる方法により実施すること。
- ・なお、佐賀県民を対象とし、県内の特定の市町に偏りすぎる広報とならないよう留意すること。

(エ) ウェブサイト（デジタルコンテンツ）作成にあたっての留意事項

- a ページ閲覧者の操作性を考慮してコンテンツの作成を行うこと。（データの容量、デザイン等）
- b iPhone 等、スマートフォンのブラウザにも最適化すること。
- c 新たなドメインを取得すること。
- d SSL の認証を受けること。
- e SEO 対策を念頭に置き、ウェブサイトを構築すること。
- f 運用管理が低額となるようにシステムを構築すること。

(オ) 実施時期

令和3年（2021年）3月31日まで

カ 情報発信を行った「後世に残したい飲食店」に関する問い合わせ対応等

- ・後継者候補や一般県民からの問い合わせ対応を行う。
- ・なお、具体的な後継者候補が見つかった際に専門的な支援が必要な場合は、事業引継ぎ支援センターや佐賀県事業承継ネットワークの支援機関につなぐこと。

4 事業実績の報告

- ・広報実績、記録写真、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後速や

かに提出すること。

- ・報告にあたっては以下の成果物を添付すること。
 - ア「後世に残したい店支援キャンペーン」ウェブサイトへの記事掲載
 - イ「後世に残したい店支援キャンペーン」ポスター等の広報物 1部
- ・報告期限は令和3年（2021年）3月31日までとする。
- ・その他、事業実施中においても、県は事業の実施状況について、随時報告を求めることができる。

5 委託契約期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで

6 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第7号の規定により免除する。

7 代金の支払い方法

完了払（但し、協議により前金払を行う場合がある。）

8 委託上限額

23,691,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 その他

- （1）事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- （2）本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- （3）本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。
- （4）本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- （5）後継者探しや具体的な事業承継支援については、佐賀県事業引継ぎ支援センターをはじめとした佐賀県事業承継ネットワーク（支援機関等73機関により構成）の支援機関と連携して取り組むこと。
- （6）受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- （7）受託者が本委託業務において制作するデザイン、イラスト、ウェブサイトのレイアウト等は、来年度以降、事業の対象を飲食店以外にも拡大することを念頭においたものとする。